耐震診断等判定申込要領

（2023 年度版）

青森県建築物耐震判定委員会

2023.10

目　　次

頁

Ⅰ．　判定申込手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　・・・・・・・・・1

1.　申込方法

2.　申込の受理

3.　判定委員会に必要な書類

4.　診断実施者

5.　判定の単位

6.　判定委員会で受理できない物件

7.　補強コンクリートブロック造建物の取り扱いについて

8.　軽量鉄骨造の取り扱いについて

Ⅱ．　判定委員会による審査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

1.　ＷＧ委員による事前審査

2.　判定委員会

Ⅲ．　判定委員会の開催予定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

Ⅳ．　耐震診断・耐震改修判定料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅴ．　判定書の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅵ．　青森県建築物耐震判定委員会の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅶ．　申込先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー１　・・・・・・　・・・・・8

耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー２　・・・・・　・・・・・・9

様式１号　　申込用紙（診断）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　・・・・・別添

様式２号　　申込用紙（改修）

様式３号　　申込用紙（木造診断）

様式４号　　申込用紙（木造改修）

別紙－1　　ＲＣ概要書（診断）

別紙－2　　ＲＣ概要書（改修）

別紙－3　　Ｓ　概要書（診断）

別紙－4　　Ｓ　概要書（改修）

別紙－5　　木造概要書（診断）（参考）

Ⅰ．判定申込手続

1．申込方法

耐震診断等判定の申込は、以下に記載の所定の依頼書により、一般社団法人青森県建築士事務所協会へ申込んで下さい。

様式１号・・・耐震診断判定依頼書

様式２号・・・耐震改修判定依頼書

様式３号・・・木造耐震診断判定依頼書

様式４号・・・木造耐震改修判定依頼書

申込書は、判定委員会の日程の都合もありますので、業務受託後速やかに提出願います。尚、変更があった場合は、早急に事務所協会に再提出して下さい。

判定書は、「様式１号～様式４号」に基づき作成します。依頼書提出の際は、「建物名称」・「建設地」・「用途」・「診断レベル」を再度ご確認ください。

2．申込の受理

申込は「依頼書（様式１号～様式４号）」と、「報告書」１部・「概要書」１部を確認した時点で受理されたものとします。受理された物件については所定の受付番号等を記入した依頼書（写）の交付をもって通知に代えます。なお、判定料（P-4,P-5）に関する請求書は後日発行いたしますので、指定日までに当協会指定口座へお振込み下さい。

3．判定委員会に必要な書類

判定委員会に用いる書類は、耐震診断報告書もしくは、耐震改修報告書（以下「報告書」という。）及び同報告書の概要書（以下「概要書」という。）の２種類です。次の要領でそれぞれ作成して下さい。

1）報告書

報告書は A４版で作成し、各資料に頁を付けて下さい。この報告書は件名毎にファイル等に綴じ、表紙及び背表紙に「建物名」「棟名、棟番号」及び「診断実施者名」等、必要事項を明記して下さい。

2）概要書

概要書は報告書の要約・抜粋とし、体裁は前項１）に準じます。別紙１～５の書式により作成して下さい。

3）報告書・概要書の提出

報告書と概要書（要約版）の提出時期及び提出部数は、P-8「耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー１」を参照して下さい。また、本判定委員会に初めて提出する診断者は、P-9「耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー２」を参照して下さい。

4. 診断実施者

1）診断実施者は、一級建築士とします。

2）判定委員会の説明者は、診断実施者とします。

3）免許証・受講証明書の添付

報告書には、診断者の一級建築士免許証および、準拠した診断基準の講習会受講証の写し（ＣＢ造を除く）を必ず添付して下さい。

準拠した基準とは申込書「様式１～式４号」に記載されている診断レベル（診断基準）[注1]の事を指します。また、講習会の主催者は下記の団体としますが、記載されていない団体の講習会の受講証をお持ちの診断者は、事前に事務局までお問い合わせ下さい。

・一般財団法人　日本建築防災協会

・一般社団法人　文教施設協会

注１　・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説(2001 年改訂版)

・既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説(2017 年改訂版)

・屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成 18 年版）

・学校施設の耐震補強マニュアル　Ｓ造屋内運動場編（2003 年改訂版）

・耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説(2011 年改訂版)

・既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説(2009 年改訂版)

・木造住宅の耐震精密診断と補強方法（2012 年改訂版）

5. 判定の単位

1）判定の単位は、原則として構造的に一体となっている建物（棟）を１件として扱い、Exp. Joint がある場合には各区画を１件として扱います。

2）判定単位が不明の場合、規模の大きい建物、混構造等の場合は、平面図・配置図・立面図・主要断面図・棟別面積表を送付してお問い合わせ下さい。

6. 判定委員会で受理できない物件

1）診断基準が、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説　平成８年版」に基づき診断されたもの。

2）建物の主要構造部が「鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・壁式鉄筋コンクリート造・補強コンクリートブロック造・木造」以外の建築物および地下階部分。

3）診断判定を、当委員会および、「一般社団法人　建築研究振興協会　東北耐震診断改修委員会」、「株式会社　建築構造センター耐震診断評価委員会」（仙台市）以外で受け、耐震改修のみを希望するもの。

7．補強コンクリートブロック造建物の取り扱いについて

1）主要構造部が、「補強コンクリートブロック造」の建築物は、受理するか事前に協議しますので、平面図・構造図・現地調査の計画書を送付してお問い合わせ下さい。

2）参考資料

・補強コンクリートブロック造建物の耐震診断と耐震改修設計について
（佐賀県建築物耐震性能判定特別委員会　平成 25 年 11 月）

8．軽量鉄骨造の取り扱いについて

1） 診断の注意点については、(一社)青森県建築士事務所協会ホームページの　「各資料ダウンロード」－「耐震診断　参考資料」に「軽量鉄骨造建物の耐震診断と耐震改修について」を掲載していますので参照ください。

Ⅱ．判定委員会による審査

1．ＷＧ委員による事前審査

1） 判定委員会に先立ち「ＷＧ委員会」により、提出された報告書と概要書（要約版）の事前審査を受ける事ができます。

2） 事前審査を受ける場合は、判定委員会の２週間前までに、(一社)青森県建築士事務所協会へ提出して下さい。

3）本判定委員会に初めて提出する診断者は、P-8「耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー２」を参照して下さい。

２．判定委員会

1）判定は、事前審査及び、提出された資料に基づいて行います。

2）判定を終了した後の診断結果資料及び改修設計資料の訂正・変更はできません。
但し、委員会から訂正等の指摘を受けた場合は速やかにその指示に従って下さい。

3） 判定は、受付順とします。申込多数の場合は次回にまわす事もありますので、十分に余裕を見込んでお申込下さい。

4） 判定不合格の場合は、再提出となりますので、判定書の交付は次回判定委員会以降になります。

Ⅲ．判定委員会の開催予定

1) 今年度（２０２３年度）の判定委員会の開催予定は、２０２３年８月、１１月、２０２４年２月の３回を予定しております。但し、件数が非常に少ないときは、前後に変更をお願いする事がありますので、ご了承下さい。
2) 判定委員会の詳細な開催日時は、(一社)青森県建築士事務所協会にお問い合わせ下さい。

Ⅳ．耐震診断・耐震改修判定料

建物の面積割りによる判定料を下記に示す。

１.非木造

（２０２３年１０月請求分から）

ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造、ＣＢ造の標準建築物を対象とする。 （学校及び事務所、公営住宅等の建築物で明快なフレームとする。）			
建物面積	耐震診断判定料	耐震改修判定料	摘　　要
㎡ 1,000　以下	円 198,000	円 198,000	
1,000～ 3,000　以下	264,000	264,000	
3,000～ 6,000　以下	330,000	330,000	
6,000 ㎡を 超える建物	別途算定	別途算定	
５階以上又は 特殊工法の建物	別途算定	別途算定	
高架水槽等の架台 煙　突　等	別途算定	別途算定	

注）１　別途算定及びフレームが複雑な場合の判定料の算定は、配置図、平面図、主要断面／立面図、棟／区分別面積表に基づいて算定致します。

注）２　鉄骨造で、標準的架構種別は文部科学省大臣官房文教施設企画部「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成１８年版）」のP.２の架構種別によります。

注）３　「耐震評定書」は、当判定委員会で判定を受けた物件に限り、無料とします。

なお、「判定評定書」とは、文部科学省に提出する「技術上補強が困難なものである理由書」等に添付する書類です。

注）４　判定料の入金が指定日までに無い場合、判定書の発行は致しません。

お願い：判定手数料は、後日請求致しますので、下記銀行口座にお振込み下さい。
振込手数料はご負担願います。

銀行名	口座種目	口座番号	口座名
青森銀行　新町支店	普通預金	№.２２９３５	(一社)青森県建築士事務所協会

２.木　造

（２０２３年１０月請求分から）

建物面積	精密診断Ⅰ 耐震診断判定料	精密診断Ⅱ 耐震診断判定料	精密診断Ⅰ 耐震改修判定料	精密診断Ⅱ 耐震改修判定料
㎡ 300　以下	円 198,000	円 198,000	円 198,000	円 198,000
㎡ 300～ 1,000 以下	264,000	264,000	264,000	264,000
㎡ 1,000～ 3,000 以下	330,000	330,000	330,000	330,000
㎡ 3,000 ㎡を 超える建物	別途算定	別途算定	別途算定	別途算定

注）１　別途算定及びフレームが複雑な場合の判定料の算定は、配置図、平面図、主要断面／立面図、棟／区分別面積表に基づいて算定致します。

注）２　判定料の入金が指定日までに無い場合、判定書の発行は致しません。

お願い：判定手数料は、後日請求致しますので、下記銀行口座にお振込み下さい。
振込手数料はご負担願います。

銀行名	口座種目	口座番号	口座名
青森銀行　新町支店	普通預金	№２２９３５	(一社)青森県建築士事務所協会

Ⅴ．判定書の交付

1) 判定審査を受け、判定委員会の承認を得たものについて当判定委員会から「判定書」を交付します。
2)「判定書」の交付までに、一週間程度かかることがあります。
3) 判定書の交付を受けたら、報告書・事前審査記録・本審査議事録を電子データとし、１ヶ月以内にＣＤで提出して下さい。ＣＤには、物件名・担当事務所・判定を受けた日付を記入して下さい。なお、電子データの仕様については、ＰＤＦ又は、DocuWorks としますが、それ以外の場合は事前に協議して下さい。

Ⅵ. 青森県建築物耐震診断・改修判定委員会の構成

判定委員

委 員 長	毛　呂　　眞	元　八戸工業大学　教授
副委員長	滝　田　　貢	八戸工業大学　名誉教授
委　　員	工　藤　　仁	ＳＤ＆ＳＤ事務所　所長
	水　梨　公　雄	水梨建築設計事務所　所長

ＷＧ委員

委 員 長	今　　淳	こんあつし建築設計事務所　所長
委　　員	内　海　重　光	㈱ファンビーム建築事務所　代表取締役
	吉　﨑　安　幸	吉﨑構造設計室　所長
	小　野　芳　美	㈱小野構造設計　代表取締役
	大　嶋　浩　司	㈱カトー建築設計事務所
	岡　澤　武　博	㈲内山建築設計事務所
	松　野　幸　生	㈱松野総合建築事務所
	熊 澤 千 果 生	㈱熊澤建築設計事務所
	後　藤　誉　洋	goto 建築設計事務所

Ⅶ. 申　込　先　　一般社団法人　青森県建築士事務所協会　事務局
〒030-0803　　青森市安方二丁目９番１３号　青森県建設会館５階
電　話　０１７（７７３）１５９６
ＦＡＸ　０１７（７７３）１５９９

耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー１

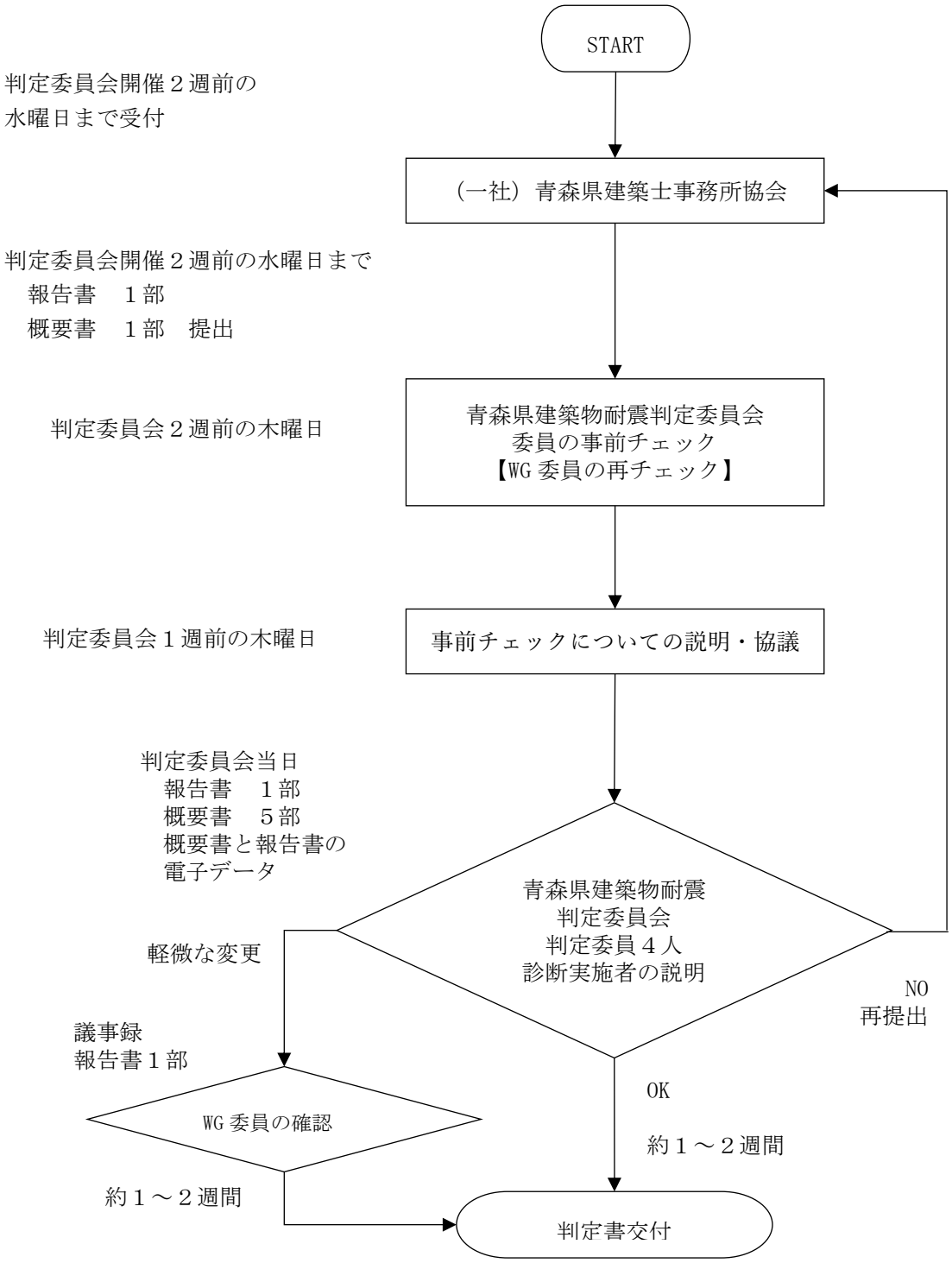

注）　・再提出の場合は、次回判定委員会の１週前の水曜日までに、申込書を除く新規書類を提出して下さい。

・再々提出の場合は新規書類と共に再度、申込書も必要となります。

・判定料は２回の審査までは１回分とし、３回目の審査からは再度必要となります。

・議事録には、物件名、審査の日時、場所、出席者、判定委員からの質問・指摘事項診断者の回答・検討事項（対応する概要書のページ）を記入して下さい。

耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー２

（本県の耐震診断・耐震改修を初めて受ける方に対して）

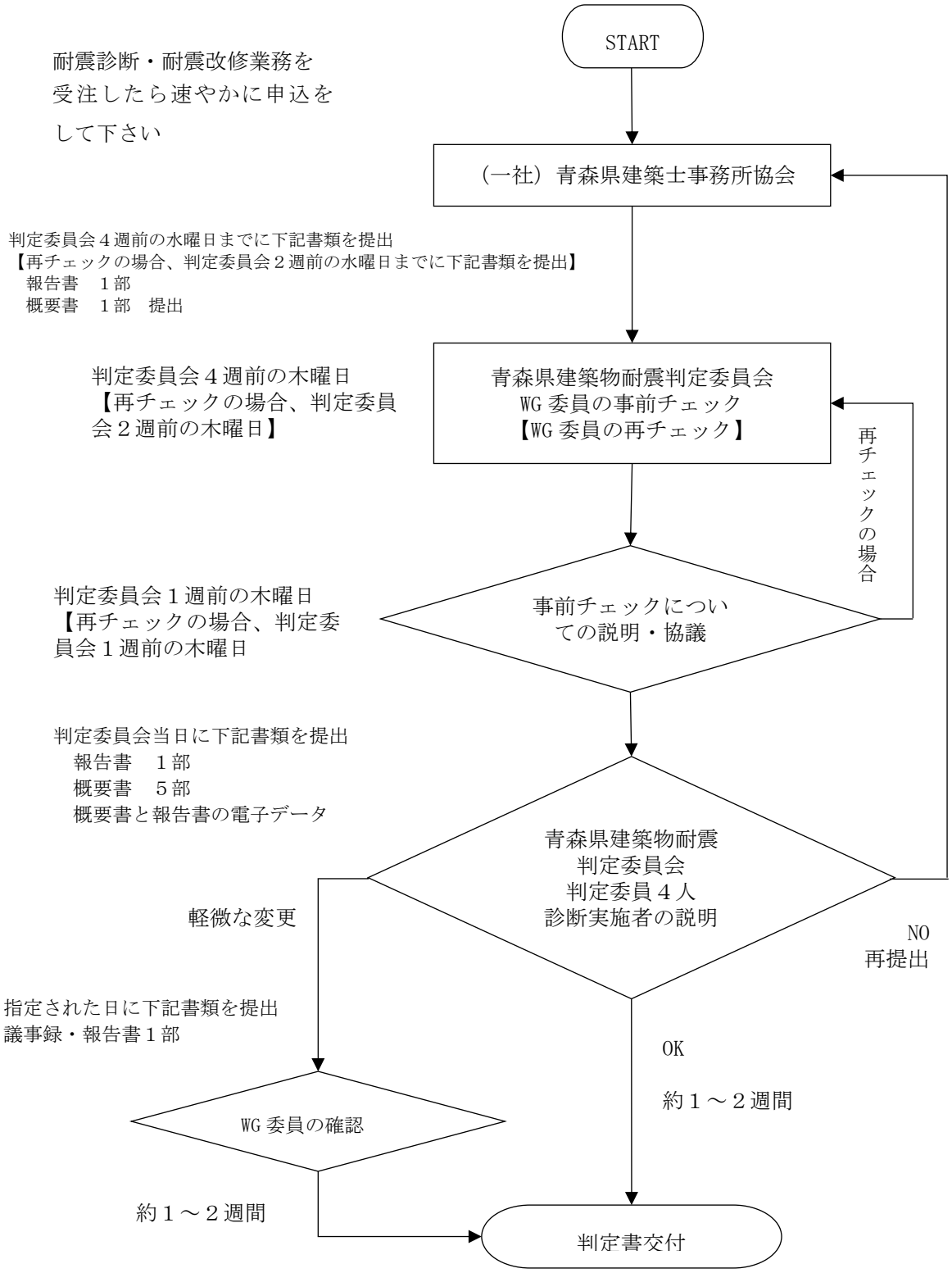

※上記フローにおいて、要望があれば事前チェックを２回実施する予定です。
　再チェックの意味は、２回目の事前チェックを意味しています。

注）　・事前審査の提出は、原則　判定委員会２週前の水曜日ですが、その前でも受付けします。事前審査の説明・協議も早くなりますので、訂正の時間を多く取りたい方は、早めに提出することをお薦めいたします。

・議事録には、物件名、審査の日時、場所、出席者、判定委員からの質問・指摘事項と、診断者の回答・検討事項（対応する報告書のページ）を記入して下さい。

・再提出の場合は、次回判定委員会の１週前の水曜日までに、申込書を除く新規書類提出して下さい。

・再々提出の場合は、新規書類と共に再度、申込書も必要となります。

・判定料は２回の審査までは１回分とし、３回目の審査からは再度必要となります。

・判定委員会には、できるだけ発注者（市町村の担当者）も出席して下さる様お願いします。

・判定委員会は、自由に傍聴できますので日程等を事務局に確認の上、判定委員会の進め方を事前に見学する事をお勧めします。（事務局と出席できる日時を打合せして下さい。）但し、判定委員会の席では進行の支障となりますので一切質問は受付けませんので宜しくお願いします。